

平成 29 年 10 月 27 日

観 光 庁

土 地 ・ 建 設 産 業 局

住 宅 局

**「住宅宿泊事業法施行規則」及び「国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則」を公布**

「住宅宿泊事業法施行規則」及び「国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則」が、本日公布されました。これにより、民泊サービスの適正化を図りながら、観光旅客の来訪・滞在促進を目指します。

**I. 背景**

訪日外国人旅行者が急増する中、急速に拡大しつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 16 日に公布されました。

今般、法において省令で定めることとされた事項等を定めます。

**II. 概要****(1) 住宅宿泊事業法施行規則**

- ① 人の居住の用に供されていると認められる家屋について定める。
- ② 都道府県が法第 18 条の規定に基づく条例を制定しようとする時の手続きについて定める。
- ③ このほか、所要の措置を講じる。

**(2) 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則**

- ① 宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置について定める。
- ② 住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業の登録要件等について定める。
- ③ このほか、所要の措置を講じる。

**III. スケジュール**

公 布：平成 29 年 10 月 27 日（金）

施 行：平成 30 年 6 月 15 日（金）

※「住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令」及び「住宅宿泊事業法施行令」についても本日公布されました。

※施行規則の条文については、観光庁HPをご参照ください。

URL：[http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06\\_000339.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000339.html)

**【問い合わせ先】** 国土交通省代表 03-5253-8111

**全般**

観光庁観光産業課 北川、村井 直通 03-5253-8329(内線 27-333、27-313) FAX:03-5253-1585

**住宅宿泊管理業関係**

土地・建設産業局不動産課 角谷、鈴木 直通 03-5253-8288(内線 25-128、25-129) FAX:03-5253-1557

**(2) ①関係**

住宅局建築指導課 藤原、花森 直通 03-5253-8513 (内線 39-520、39-530) FAX:03-5253-1630